

条例(平成十八年千葉県条例第三十八号)に基づくもの	超え一時間を増すごとに
---------------------------	-------------

病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年七月十三日

千葉県条例第四十一号

病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県知事 鈴木 栄治

病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成十四年千葉県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中、「同条第五項の規定によりみなされる病床数」を削る。
- 第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
- 第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。
- 第八条第一項中「のとおりに」を「に掲げるとおり」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第七条とする。
- 第九条中「第七条第二号」を「第六条第二号」に改め、同条を第八条とする。
- 第十条中「第六条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第九条とする。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第四項までを削る。

附則第五項中「前三項に規定するもののほか、」を削り、「規則で定める」を「法及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の定めるところによる」に改め、同項を附則第二項とし、同項の前の見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第四十二号

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和三十三年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 旅館業法(以下「法」という。)第三条第三項第三号の規定による施設の指定、同条第四項に規定する者、法第四条第二項に規定する基準及び法第五条第三号に規定する事由並びに旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五百五十二号。以下「政令」という。)第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号に規定する施設の構造設備の基準は、この条例の定めるところによる。

第二条第一項中「準用される」を「準用する」に、「のとおりに」を「各号に掲げる施設」に改め、同項第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同項第二号中「第二条」を「第二条第一項」に、「これに類する」を「同法第二十九条に規定する博物館に相当する」に改め、同項第四号中「第十七条」を「第十二条の四」に改め、同項第五号中「第十六条に規定する職業訓練校及び障害者職業訓練校」を「第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校及び同項第五号に規定する障害者職業能力開発校」に改め、同項第六号中「認め」を「認めて」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第三条中「準用される」を「準用する」に改める。

第四条第二項中「機械換気設備」の下に「及び空気調和設備」を加え、「充分な」を「十分な」に改め、同条第三項を削る。

第五条中「上欄」を「の上欄」に、「営業施設」を「施設」に、「保有しなければ」を「確保しなければ」に改める。

第六条第一項中「営業施設」を「旅館業の施設」に改める。

第八条中「次の」の下に「各号に掲げる」を加え、同条第一号中「布とんえり」を「布団カバー」に、「まくらとおおい」を「枕カバー」に改め、同号ただし書中「とりかえる」を「取り替える」に改め、同条第二号中「布とん及びまくら」を「布団及び枕」に改める。

第九条中「定める営業」を「掲げる営業」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第一号中「ホテル、旅館及び下宿」を「旅館・ホテル営業及び下宿営業」に改め、同条第二号中「簡易宿所」を「簡易宿所営業」に改める。

第十条第一項中「箇所」を「箇所」に、「元せん」を「元栓」に改め、同条第二項中「元せん」を「元栓」に改める。

第十二条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「(人の飲用に適する水及び湯をいう。第十六条第五号において同じ。)」を削り、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 洗い場に備え付けられた給水栓及び給湯栓には、清潔な水及び湯(人の飲用に適

する水及び湯をいう。次号において同じ。)を供給すること。

第十四条の見出し中「共同手ぬぐい」を「共同手拭い」に改め、同条中「備えつける手ぬぐい等」を「備え付ける手拭い等」に、「ふき手」を「拭き手」に、「共同手ぬぐい等」を「共同手拭い等」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改める。

第十五条第一号中「でい酔者等」を「泥酔者等」に改める。

第十六条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第一号」を「第一号第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 客室は、当該客室以外の施設と区画されていること。

第十六条第五号中「洋式浴室以外の浴室のうち」及び「、当該洗い場に清潔な水及び湯を供給でき、かつ」を削り、同条第六号中「洋式浴室以外の浴室」を「浴室(客室に設置されているもので、浴槽のみで洗い場がなく、浴槽水を一人ごとに取り替えるものを除く。次号及び第八号において同じ。)」に改め、同条第七号及び第八号中「洋式浴室以外の」を削る。

第十七条を削る。

第十八条第一項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に、「次の各号に掲げるとおり」を「一客室の床面積が、七平方メートル以上であること」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、この限りでない。

第十八条第一項各号を削り、同条第二項中「第十六条第二号から第十一号まで及び前条第一項」を「前条」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第一項中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、同条第二項中「第十六条第五号から第十一号まで及び第十七条第一項」を「第十六条第一号及び第五号から第十一号まで」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「及び第十六条から第十八条まで」を「、第十六条及び第十七条」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条中「前条に定めるもののほか、」を削り、「について」を「に關し」に、「規則」を「規則」に改め、同条を第二十条とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第十の備考中「又并第3項の油料等のオイル等」を「油料等のオイル等」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第四十三号

千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例

千葉県中小企業融資損失てん補条例(昭和四十一年千葉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「中小企業者」とは、次の各号に掲げる者であつて、県内において事業を行うもの又は新たに事業を開始するものをいう。

一 法第二条第一項各号に掲げる者

二 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第三項第一号又は第二号に掲げる者

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第十二条第一項第一号の認定を受けた会社の代表者

四 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十三項第一号又は第三号に掲げる者

附則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県立高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第四十四号

千葉県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

千葉県立高等学校設置条例(昭和三十九年千葉県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中 「千葉県立市原高等学校」を「千葉県立市原高等学校」に改める。

附則 「千葉県立鶴舞桜が丘高等学校」

を「千葉県立市原高等学校」に改める。